

# 参 考

---



## 参考 1

# 平成 30 年 7 月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給要綱

平成30年 7 月23日制定

今治市要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成30年7月豪雨災害で被災した世帯に対し、生活再建に必要な経費を補助することにより、被災世帯の速やかな生活再建に寄与するため、平成30年 7 月豪雨愛媛県被災者生活再建緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき、市が行う平成30年 7 月豪雨被災者生活再建緊急支援金（以下「特別支援金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(特別支援金の支給対象世帯)

第 2 条 この特別支援金の支給対象世帯は、次の各号のいずれかに該当する旨がり災証明等により明らかとなっている世帯とする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前号に掲げる世帯を除く。）
- (4) その居住する住宅が半壊した世帯
- (5) その居住する住宅が半壊に至らない床上浸水による被害があった世帯

(特別支援金の支給額等)

第 3 条 特別支援金の額は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

2 前項の特別支援金は、次に掲げる経費に充当するものとする。

- (1) 被害を受けた住家の解体、撤去及び整地等に要する経費
- (2) 新たな住宅の建設、購入若しくは賃借又は被災住家の補修に要する経費
- (3) 被災住家において使用されていた物品の購入・修理、被災住家の清掃等、支援対象世帯が実施する被災住家の再建に関連する経費

(支給申請)

第 4 条 この特別支援金の支給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、平成30年 7 月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給申請書（別記様式第 1 号）に市長が必要と認め

る書類を添付して、特別な理由がある場合を除き、平成31年2月4日までに市に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、当該書類を審査し、必要があれば実地調査を行い、その審査結果を平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給決定通知書（別記様式第2号）又は同却下通知書（別記様式第3号）により速やかに申請者へ通知し、特別支援金の支給を決定した場合は、速やかに支給するものとする。

（特別支援金の取消し）

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、特別支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により特別支援金の支給を受けた場合
- (2) その他この要綱の規定に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給決定取消通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（特別支援金の返還）

第6条 市長は、前条の規定により特別支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に特別支援金が交付されているときは、申請者に対し、平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金返還請求書（別記様式第5号）により、当該特別支援金を返還させるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

別表 支給額等

被害区分	住宅再建等区分	特別支援金
全壊 解体	建設・購入	75万円
	補修	
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	
大規模半壊	建設・購入	75万円
	補修	
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	
半壊	—	37.5万円
半壊に至らない 床上浸水	—	22.5万円

注 平成30年7月豪雨の発生時において、その属する者の数が1である世帯への支援金の金額は、上の表のそれぞれの欄に定める金額に4分の3を乗じて得た額とする。

参  
考

別記様式第1号（第4条関係）

平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給申請書

平成 年 月 日

今治市長宛

平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金の支給を申請します。

申請者氏名

（世帯主以外の方が申請する場合はその理由：）

参  
考

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい。（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名 

	よみがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所 

〒	
---	--

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

現在の住所	〒
電話番号	

III 世帯主の特別支援金の振込先口座を記入して下さい。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通 当座 その他	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい。（被災日：平成 年 月 日）

被害状況 

（全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難・半壊 ・床上浸水）	（半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：）
---	------------------------

V

(1) 申請する特別支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(E)		受給済(F)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	750,000円	562,500円	/		住民票 預金通帳の写し 罹災証明書
解体(半壊・敷地被害)	750,000円	562,500円	/		
大規模半壊	750,000円	562,500円	/		
半壊	375,000円	281,250円	375,000円	281,250円	そ の 他 ( )
半壊に至らない 床上浸水	225,000円	168,750円	225,000円	168,750円	
申請額(E-F) :					円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。

注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

参  
考

平成 年 月 日

（申請者）様

今治市長

平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給決定通知書

平成 年 月 日に申請された平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金については、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

参  
考

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込支給（振込日 ）

（被災者生活再建支援金の支給条件）

市（町）は、平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により

- 1 不正の手段により特別支援金の支給を受けた場合
- 2 その他この要綱の規定に違反した場合

は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。



平成 年 月 日

（申請者）様

今治市長

平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給却下決定通知書

平成 年 月 日に申請された平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

参  
考

平成 年 月 日

（申請者）様

今治市長

平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金支給決定取消通知書

平成 年 月 日付け第 号で支給しました平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

参  
考

記

（理由）

平成 年 月 日

（ 申 請 者 ） 様

今治市長

平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金返還請求書

平成 年 月 日付け第 号で支給しました平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法

## 参考 2

### 今治市平成 30 年 7 月豪雨災害に係る今治市生活福祉資金利子補給補助金交付要綱

平成30年 8 月 1 日制定

今治市要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行う平成30年 7 月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給事業に要する経費に対し、平成31年度（2019年度）から平成38年度（2026年度）までの 8 年間に限り、予算の範囲内で平成30年 7 月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利子補給対象貸付け 協議会が平成30年 7 月豪雨災害により被害を受けた世帯に対して行った生活福祉資金（住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費並びに災害を受けたことにより臨時に必要な経費に限る。）の貸付けをいう。

(2) 利子補給対象者 平成30年 7 月豪雨災害により被害を受けた世帯の者で、利子補給対象貸付けを受けたものをいう。

(3) 利子補給額 毎年 1 月 1 日から12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に償還期限のある利子補給対象貸付けについて、対象期間内に利子補給対象者が支払った利子相当額について、協議会が利子補給を行った額をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、利子補給額とする。ただし、次に掲げるものは対象としない。

(1) 平成31年 4 月 1 日以後に協議会に利子補給対象貸付けの申込みを行った者が支払った償還金に係る利子補給額

(2) 償還期限の経過後も未償還である利子補給対象貸付けのある利子補給対象者が、対象期間内に支払った償還金に係る利子補給額

(補助金の額)

第 4 条 市長は、利子補給額を限度として、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 協議会は、補助金の交付を受けようとする場合は、平成30年 7 月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添えて、平成30年度末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、速やかに平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金決定通知書（別記様式第2号）により協議会へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた協議会は、平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金請求書（別記様式第3号）を、対象期間の翌年の1月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(変更申請手続)

第9条 協議会は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合、平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金変更交付申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金交付決定変更通知書（別記様式第5号）により通知する。

(目的外使用の禁止)

第9条 協議会は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第10条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 協議会は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金交付申請書

（あて先）今治市長

所在地

団体名 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

代表者 会 長 印

平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給事業を次のとおり実施したので、平成30年7月豪雨災害に係る今治市生活福祉資金利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円を交付されるよう、下記関係書類を添えて申請します。

参  
考

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 生活福祉資金借入申込書（写し）
- 3 その他

平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金決定通知書

所在地

団体名 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

代表者 会長 様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金については、平成30年7月豪雨災害に係る今治市生活福祉資金利子補給補助金交付要綱第6条に基づき、下記条件を付けて金 円を交付することを決定したので通知する。

参  
考

記

- 1 利子補給補助金は、利子補給対象者が毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に償還期限のある利子補給対象貸付けについて、対象期間内に償還を行った場合に利子相当額を交付する。ただし、償還期限の経過後も未償還である利子補給対象貸付けがある場合は、対象期間内に支払われた利子補給対象貸付けに係るものを含め交付しない。
- 2 補助対象事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。
- 3 補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、返還させることができる。
  - （1）この要綱に違反したとき。
  - （2）この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
  - （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - （4）補助金を他の目的に使用したとき。
  - （5）その他、不正の行為があったとき。



年 月 日

平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金請求書

（あて先）今治市長

所在地

団体名 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

代表者 会 長 印

年 月 日付け今治市指令第 号で、交付決定の通知があった、平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金について、平成30年7月豪雨災害に係る今治市生活福祉資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

参  
考

記

一金 円也

- 1 事業実施書（別紙2）
- 2 未償還状況調書（別紙3）
- 3 償還猶予状況調書（別紙4）
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 5 その他

年 月 日

平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金変更交付申請書

（宛先）今治市長

所在地

団体名 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

代表者 会 長 印

年 月 日付け今治市指令第 号で交付決定通知のあった補助対象事業の交付額を次のとおり変更したいので、今治市平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

交付申請額

変更前	変更後
円	円

- 1 変更事業計画書（別紙5）
- 2 その他

別記様式第5号（第9条関係）

今治市指令記号第 号  
年 月 日

平成30年7月豪雨災害に係る生活福祉資金利子補給補助金交付決定変更通知書

所在地

団体名 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

代表者 会長 様

今治市長 印

年 月 日付け今治市記号第 号をもって交付決定を行った平成30年7月豪雨  
災害に係る生活福祉資金利子補給補助金については、年 月 日付けの申請に基づき、  
次のとおり決定の内容の一部を変更することを決定したので通知します。

交付決定額 金 円  
(うち今回減少額 金 円)

参  
考

## 参考 3

### 今治市平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付要綱

平成30年 8 月 1 日制定

今治市要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成30年 7 月豪雨災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者がその償還を行うことに対し、平成33年度（2021年度）から平成41年度（2029年度）までの 9 年間に限り、予算の範囲内で平成30年 7 月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利子補給対象貸付け 平成30年 7 月豪雨災害により被害を受けた世帯に対して行った今治市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第123号）第12条第 1 項に規定する災害援護資金の貸付けをいう。
- (2) 利子補給対象者 平成30年 7 月豪雨災害により被害を受けた世帯の者で、利子補給対象貸付けを受けた者をいう。
- (3) 利子補給額 毎年 1 月 1 日から12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に償還期限のある利子補給対象貸付けについて、対象期間内に利子補給対象者が支払った利子相当額をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、利子補給額とする。ただし、償還期限の経過後も未償還である利子補給対象貸付けがある場合は、対象期間内に支払われた利子補給対象貸付けに係るものを含め対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 市長は、利子補給額を限度として、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする利子補給対象者（以下「申請者」という。）は、平成30年 7 月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添えて、平成30年度末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金請求書(別記様式第3号)を、対象期間の翌年の1月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象期間内に償還期限のある利子補給対象貸付けであって、対象期間内に支払われなかったものがあるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (4) その他補助金の申請について、不正の行為があったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消等通知書(別記様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

年 月 日

平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付申請書

（宛先）今治市長

住 所

氏 名

印

平成30年7月豪雨災害に係る今治市災害援護資金利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

参  
考

- 1 貸付年月日
- 2 貸付番号
- 3 補助金交付申請額 円

平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付決定通知書

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金については、平成30年7月豪雨災害に係る今治市災害援護資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付します。

参  
考

- 1 補助金交付対象期間
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 交付の条件及び指示

- (1) 利子補給補助金は、利子補給対象者が毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に償還期限のある利子補給対象貸付けについて、対象期間内に償還を行った場合に利子相当額を交付する。ただし、償還期限の経過後も未償還である利子補給対象貸付けがある場合は、対象期間内に支払われた利子補給対象貸付けに係るものを含め交付しない。
- (2) 市長は、利子補給対象者交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 対象期間内に償還期限のある利子補給対象貸付けであって、対象期間内に支払われなかったものがあるとき。
  - イ この要綱に違反したとき。
  - ウ この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
  - エ その他補助金の申請について、不正の行為があったとき。

年 月 日

平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金請求書

（宛先）今治市長

住 所

氏 名

印

参  
考

年 月 日付け 第 号で、交付決定通知があった、平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金について、平成30年7月豪雨災害に係る今治市災害援護資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求額

円



別記様式第4号（第9条関係）

今治市指令記号第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付決定（取消・変更）通知書

様

今治市長 \_\_\_\_\_ 印

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け今治市記号第 \_\_\_\_\_ 号をもって交付決定を行った平成30年7月豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金については、次のとおり（取消し・変更）することに決定したので通知します。

参  
考

記

1 取消し（条件変更）の範囲及び理由

2 一部取消しの場合

変更後の補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

## 参考 4

### 今治市被災者生活等再建資金貸付けに関する要綱

平成30年 8 月10日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨により所有する財貨に被害を受けた者に対し、生活の安定及び産業における競争力の回復に資するため、当該財貨の応急復旧若しくは修理又は代替物の購入若しくは入手等のために生活等再建資金（以下「資金」という。）を貸し付けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 市長は、平成30年7月豪雨より被害を受けた市内に住所又は所在地を有し、市税を完納している者であって、別表に定めるものが、同表に定める復旧事業を行った場合に、予算の範囲内で資金を貸し付ける。

2 資金の貸付額は、別表に定める各区分ごとの事業に要した金額（1万円未満の端数切捨て。）とし、100万円を上限とする。

(申込み)

第3条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借受申込者」という。）は、平成30年8月1日から平成31年2月28日までに今治市被災者生活等再建資金借受申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(承認)

第4条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査のうえ貸付けの適否を決定し、今治市被災者生活等再建資金貸付承認・不承認通知書（別記様式第2号）により借受申込者に通知するものとする。

(借用書等の提出)

第5条 資金貸付けの承認を受けた者は、資金の借受けの対象となった復旧事業が完了したときは、速やかに今治市被災者生活等再建資金請求書（別記様式第3号）、今治市被災者生活等再建資金借用書（別記様式第4号）住宅等災害復旧事業完了届（別記様式第5号）及び所得・財産調査等の同意書（別記様式第6号）並びに本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の各書類の内容を審査した後に資金を貸し付けるものとする。

(連帯保証人)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、資金を借り受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 連帯保証人は、今治市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- 4 連帯保証人は、資金の貸付において借受人又は他の借受申込者の連帯保証人になっていない者であって、前年度の市県民税（所得割）又は固定資産税が課税され、かつ、市税を滞納していないものとする。

（利率及び償還方法）

第7条 資金の利息は、無利子とする。

- 2 借受人は、毎月末日（当該日が金融機関の休業日の場合は翌日以後でその日に最も近い金融機関の休業日でない日。事項において同じ。）に別表に定める区分ごとに2万円を市長に償還するものとし、2万円に満たない金額は、最後に償還するものとする。
- 3 最初の償還は、借り受けた日から3月経過した日が属する月の末日から行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、借受人は、繰上償還を行うことができる。
- 5 償還は、原則として口座振替で行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（償還の完了）

第8条 市長は、借受人が資金の償還を完了したときは、当該借受人の今治市被災者生活等再建資金借用書を遅滞なく返還するものとする。

（償還猶予又は免除）

第9条 市長は、災害その他特別の事情により償還期限までに資金を償還することが著しく困難でやむを得ないと認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6又は第171条の7の規定により資金の全部又は一部につき履行延期の特約又は免除をすることができる。

- 2 資金の履行延期の特約又は免除を受けようとする借受人は今治市被災者生活等再建資金貸付金償還履行延期の特約・免除申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、借受人から前項の申請があったときは、今治市被災者生活等再建資金貸付金償還履行延期の特約・免除 承認・不承認通知書（別記様式第8号）により当該借受人に通知するものとする。

（督促）

第10条 市長は、借受人が資金を納付期限までに償還しない場合は、督促状を発行するもの

とする。

(所得及び資産の調査並びに延滞利息)

第11条 市長は、借受人が資金を償還期限までに償還しないときは、第5条により受理した所得・財産調査等の同意書により関係行政機関及び金融機関に借受人及び連帯保証人の所得及び資産等の調査を実施することができる。

2 市長は、借受人が資金を償還期限までに償還しないときは、その期日の翌日から支払いをする日までの期間の日数に応じ、当該遅延した金額に対し、年5パーセントの割合を持って計算して得た額を遅延損害金として徴収する。

(期限の利益の喪失)

第12条 借受人は、次のいずれかの事由に該当するときは、催告なくして当然に期限の利益を失い即時残債務を一括して弁済しなければならない。

- (1) 借受人が資金を償還期限までに償還せず、未償還が3回続いたとき。
- (2) 借受人につき、破産、民事再生等の申立がなされたとき。
- (3) 借受人が他の債務につき、差押、仮差押等を受けたとき。
- (4) 借受人がこの要綱の規定に違反したとき。

(変更届け等)

第13条 借受人は、借受人又は連帯保証人の氏名、住所等借用書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を今治市被災者生活等再建資金貸付金変更届(別記様式第9号)により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則 (平成30年10月31日今治市要綱)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	対象者	貸し付けの対象となる復旧事業
1 一般世帯	市内の住宅（貸家及び空家を含む。以下同じ。）又は倉庫等を所有又は管理する者。ただし、他者が当該住宅又は倉庫等を対象として資金を借り受けている場合を除く。	(1) 所有又は管理する住宅、倉庫等並びにこれらに付随する塀及び家財（自家用車を除く。）の応急復旧若しくは修理又は代替物の購入若しくは入手 (2) 住宅又は倉庫等の残存部分を取り壊さざるを得ない場合の当該住宅又は倉庫等の解体、除去 (3) 所有又は管理する住宅、倉庫等の敷地内に流入した土砂の撤去
2 農林漁業者	農家台帳若しくは森林台帳に登載されている者又は今治管内の漁業組合に属している組合員	(1) 農林漁業用の施設、設備、機械器具（運搬車両を含む。）、漁船、漁具その他の農林漁業用資機材の応急復旧若しくは修理又は代替物の購入若しくは入手 (2) 所有する農林漁業用の施設が所在する敷地内に流入した土砂の撤去
3 商工業者	市内で事業を営む者	(1) 店舗、工場、事務所等の施設、設備、器具若しくは車両（営業に用いるものに限る。）、運搬具又は商品若しくは原材料の応急復旧若しくは修理又は代替物の購入若しくは入手 (2) 店舗、工場、事務所等の施設が所在する敷地内に流入した土砂の撤去

707

備考

- 1 区分2又は区分3に該当するものが、表の区分1に該当する場合は、その両方の資金を借り受けることができる。
- 2 各区分の対象者が、複数の場所において貸付けの対象となる復旧事業を実施した場合であっても、いずれか1箇所での貸し付けの対象となる復旧事業のみ資金を借り受けることができる。



今治市被災者生活等再建資金借受申込書

年 月 日

（宛先）今治市長

下記のとおり、今治市被災者生活等再建資金を借り入letak申請します。

なお、この申し込みに際し、借受申込者及び連帯保証人は、市税関係資料を閲覧することに同意します。

※ 印鑑は認め印でかまいません。

参  
考

借受申込者	氏名(法人名)	生年月日
	印	年 月 日
住所		
(連絡先) ( )		
連帯保証人	氏名	生年月日
	印	年 月 日
住所		
(連絡先) ( )		
借受内容	(区分)	
	(1) 一般世帯 (2) 農林漁業者 (3) 商工業者	
	被害状況	
	借受申込額	円
借受けが必要な費用内訳		

(注) 1 以下の書類を添付してください。

- ①被災状況を確認できるもの（罹災証明書・罹災届出証明書・写真など）
- ②商工業者とわかる書類（(3)商工業者のみ）

2 今治市被災者生活等再建資金の貸し付けは、対象となる復旧事業が完了した後となります。

(裏面)

前頁のとおり借受申込みがあったので、借受申込者及び連帯保証人の市税関係調査をお願いします。

年 月 日

市民税課長 様

資産税課長 様

納税課長 様

課長

印

○借受申込者

市税滞納の有無
有 ・ 無

○連帯保証人

市民税（所得割）の課税の有無	固定資産税の課税の有無	市税滞納の有無
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

課税及び納税状況は上記のとおりです。

年 月 日

市民税課長

印

年 月 日

資産税課長

印

年 月 日

納税課長

印

参  
考

今治市被災者生活等再建資金貸付 承認 通知書  
不承認

記号第 号  
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付で申込みのあった今治市被災者生活等再建資金の貸付けは、  
承認しました。

下記のとおり ので通知します。

不承認となりました

なお、今治市被災者生活等再建資金は、復旧事業が完了した後の貸付けとなります

貸付区分	(1) 一般世帯	(2) 農林漁業者	(3) 商工業者
貸受申込額	円		
貸付金の 使用目的 (復旧事業)			
償還方法	元金均等償還（毎月20,000円）		
利子	無利子		
不承認理由			

(注) 復旧事業が完了した方は、以下の書類を速やかに提出してください。

- ①今治市被災者生活等再建資金請求書（別記様式第3号）
- ②今治市被災者生活等再建資金借用書（別記様式第4号）
- ③住宅等災害復旧事業完了届（別記様式第5号）
- ④所得・財産調査等の同意書（別記様式第6号）
- ⑤借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書



# 今治市被災者生活等再建資金請求書

年 月 日

（宛先）今 治 市 長

請求者  
住所  
氏名  
（法人名）

印

金額 円

参  
考

ただし、今治市被災者生活等再建資金（一般世帯・農林漁業者・商工業者）  
として上記金額を請求いたします。

支払方法 口座振替

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店 出張所 支所
口座名義人		フリガナ
預金種別	普通 当座	口座番号

貸付決定番号 記号第 号

年 月 日

## 今治市被災者生活等再建資金借用書

一般世帯  
農林漁業者

（宛先）今治市長

借用金額	金	円
利 率	無 利 子	
据置期間	3 ヲ月	
償還期間	市の指定する日から返済完了まで	
償還方法	毎月20,000円（口座引き落としによる。）	

上記のとおり借用します。

については、今治市被災者生活等再建資金貸付けに関する要綱の定めるところに誠実に従い、裏面のとおり相違なく償還いたします。

なお、償還期限までに今治市被災者生活等再建資金を償還できないときは、当該遅延した金額に対し、年5パーセントの割合を持って計算して得た額を遅延損害金として支払います。

また、借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、催告なくして当然期限の利益を失い即時残債務を一括して弁済します。

- （1） 今治市被災者生活等再建資金を3回続いて償還期限までに償還しないとき。
- （2） 破産、民事再生等の申立がなされたとき。

- (3) 他の債務につき、差押、仮差押等を受けたとき。
- (4) 今治市被災者生活等再建資金貸付けに関する要綱の規定に違反したとき。

年 月 日

※ いずれも自署のうえ実印を押印のこと。

借 受 人

住 所

氏 名

印

(法人名)

(印鑑登録印)

参  
考

連帯保証人

住 所

氏 名

印

(裏面につづく)

(印鑑登録印)

## 償 還 内 容

回数	償還期限	償還額 (円)	回数	償還期限	償還額 (円)
1	年 月 日		26	年 月 日	
2	年 月 日		27	年 月 日	
3	年 月 日		28	年 月 日	
4	年 月 日		29	年 月 日	
5	年 月 日		30	年 月 日	
6	年 月 日		31	年 月 日	
7	年 月 日		32	年 月 日	
8	年 月 日		33	年 月 日	
9	年 月 日		34	年 月 日	
10	年 月 日		35	年 月 日	
11	年 月 日		36	年 月 日	
12	年 月 日		37	年 月 日	
13	年 月 日		38	年 月 日	
14	年 月 日		39	年 月 日	
15	年 月 日		40	年 月 日	
16	年 月 日		41	年 月 日	
17	年 月 日		42	年 月 日	
18	年 月 日		43	年 月 日	
19	年 月 日		44	年 月 日	
20	年 月 日		45	年 月 日	
21	年 月 日		46	年 月 日	
22	年 月 日		47	年 月 日	
23	年 月 日		48	年 月 日	
24	年 月 日		49	年 月 日	
25	年 月 日		50	年 月 日	

年 月 日

（宛先）今治市長

借 受 人

住 所

氏 名

（法人名）

印

## 住宅等災害復旧事業完了届

年 月 日付 記号 第 号により貸付けの承認を受けた復旧事業が完了しましたのでお届けします。

<添付書類>

- 1 復旧事業完了後の写真
- 2 請求書又は領収書（写しで可）
  - （1） 業者名が明記され、押印されているもの
  - （2） 内訳明細が分かるもの

（宛先）今治市長

## 所得・財産調査等の同意書

今治市被災者生活等再建資金を借り入れるに当たり、市が借受人及び連帯保証人の市税の関係資料を閲覧すること並びに当該資金を借り入れた後に、納期限までの償還ができないときに市が関係行政機関及び関係金融機関に対して借受人及び連帯保証人の所得・財産調査等を実施することに同意します。

年 月 日

※ いずれも自署すること。

借 受 人

住 所

氏 名

（法人名）

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

今治市被災者生活等再建資金貸付金償還履行延期の特約・免除申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

借 受 人

氏 名

印

（法人名）

連帯保証人

住 所

氏 名

印

下記のとおり今治市被災者生活等再建資金貸付金（一般世帯・農林漁業者・商工業者）の償還履行延期の特約・免除を申請します。

記

借受金額	円	最終償還期限	年 月 日
申請内容	1. 償還履行延期の特約（履行延期期間 ヶ月） ただし 年 月 日 第 回償還以降 変更後の償還期間 年 月 日から 年 月		
	2. 償還免除（免除額 円）		
償還履行延期の特約・償還免除を受けたい理由（具体的に）			

参  
考

記号第 号  
年 月 日

様

今治市長

今治市被災者生活等再建資金貸付金償還履行延期の特約・免除  
承認・不承認 通知書

年 月 日申請のありました、今治市被災者生活等再建資金貸付金（一般世帯・農林漁業者・商工業者）の償還履行延期の特約・免除については下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

承認 ・ 不承認	
承認内容	1. 償還履行延期の特約 （履行延期期間 月） ただし 年 月 日 第 回償還以降 変更後の償還期間
	2. 償還免除 （免除額 円）
不承認の理由	



今治市被災者生活等再建資金貸付金変更届

借受人	氏名 (法人名)		住所	
変更内容（○で囲むこと）  1. 氏名変更  2. 住所  3. 振替口座 （別紙預金口座振替依頼書が必要。）  4. 死亡又は行方不明  5. その他		（変更の内容）		
被災者生活等再建資金貸付金を借用中のところ、上記のとおり変更しましたので届出ます。  （宛先）今治市長  年 月 日  <div style="text-align: right;">                         借受人（又は親族）                          住 所                          氏 名 印                     </div> <div style="text-align: right;">                         連帯保証人                          住 所                          氏 名 印                     </div>				

参  
考

## 参考5

### 今治市防災支援員要綱

平成28年12月5日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又はそのおそれのある場合（以下「災害発生時等」という。）に備え、支所ごとに防災支援員（以下「支援員」という。）を置くことにより、支所管内における防災体制を強化することを目的とする。

(職務)

第2条 支援員は、水防本部（非常体制）及び災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）における各支部において、次に掲げる業務（以下「支援活動」という。）に従事する。

- (1) 災害情報の受付
- (2) 避難所の開設準備及び避難所への誘導
- (3) その他支所長が指示する業務

(動員)

第3条 支援員の動員を行う場合は、支所長の判断で、災害対策本部等における支部対策班へ連絡するものとし、その後支部対策班は動員班へ連絡するものとする。

2 支援員への連絡については支所ごとに行うものとする。

(任命)

第4条 支援員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市職員であった者
- (2) 地域防災に必要な識見及び使命感を有する者

2 前項の規定にかかわらず、災害発生時等において、市組織以外の防災関係の業務に従事するため、専ら支援活動に従事することができない者は、支援員となることができない。

(任期)

第5条 支援員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、支援員が前条第2項に規定する者となったときその他特別の事由があると市長が認めるときは、任期中であっても、市長は、その職を解くものとする。

(身分)

第6条 支援員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日今治市要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日今治市要綱）

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

## 参考 6

### 「平成 13 年芸予地震被災者義援金」配分委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 平成 13 年芸予地震により被害を受けた被災者への援護の一助として、県内外各地の支援者等から寄せられた義援金を被災者に公正、かつ、適正に配分するため、「平成 13 年芸予地震被災者義援金」配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会が必要と認めたときは、委員を追加することができる。

3 委員への就任については、市長が依頼する。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により定める。

2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、今治市総務部防災局防災対策課に置く。

2 委員会の事務局に局長及び書記若干名を置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 第 5 条の規定に関わらず、第 1 回会議は、市長が招集する。

2 この要綱は、平成 13 年から施行する。

3 この要綱は、義援金の配分が完了した時点で、その効力を失う。

## 参考7

### 「平成13年度芸予地震被災者義援金」配分委員会概要

#### 1. 目的

平成13年芸予地震により被害を受けた被災者への援護の一助として、県内外各地の支援者等から寄せられた義援金を、被災者に公正、かつ、適正に配分するため、配分委員会を設置する。

#### 2. 所掌事務

- 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。
- その他必要な事項

#### 3. 組織

- 委員会は、次に掲げる委員（5名）をもって構成する。

区分	氏名	役職
会長	白石哲朗	今治市助役
副会長	白石和孝	今治市連合自治会会長
委員	渡邊猛	今治市民生児童委員協議会会長
委員	本宮健次郎	今治市社会福祉協議会会長
委員	大沢英之	今治市総務部長

- 委員会の事務局は、今治市総務部防災局防災対策課に置く。

(参考)

「平成13年芸予地震被災者義援金」概要

#### 1. 趣旨

平成13年3月24日（土）に発生した「平成13年芸予地震」被災者救援のため

#### 2. 受付期間

平成13年4月4日（水）～5月31日（木）

（ただし、義援金送付の申出があれば受付を行う。）

#### 3. 義援金額

「平成13年度芸予地震被災者義援金」配分委員会	円
今治市芸予地震被災者救済募金	円
計	円

## 参考 8

### 今治市地震災害復旧住宅等資金貸付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成13年芸予地震（以下「地震」という。）による被災者に対し災害復旧住宅等資金（以下「資金」という。）の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(資金の貸付対象者)

第2条 資金の貸付けの対象者は、地震により被害を受けた住宅等の所有者とする。ただし、個人の所有する住宅等に限る。

(資金の限度額)

第3条 資金の1世帯当たりの貸付金（以下「貸付金」という。）の限度額は、50万円とし、貸付けの単位は1万円とする。

(貸付金の利率及び償還方法)

第4条 貸付金の利率は、無利子とする。

2 貸付金の償還方法は、据置期間3月経過後毎月1万円元金均等償還する。ただし、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、繰上償還することができる。

(借入れの申込み)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、芸予地震災害復旧住宅等借入申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、貸付金を貸付けるかどうかを決定するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨の決定をしたときは、芸予地震災害復旧住宅等資金貸付決定通知書（様式第2号）により借入申込者に通知するものとする。

3 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、芸予地震災害復旧住宅等資金貸付不承認決定通知書（様式第3号）により借入申込者に通知するものとする。

(貸付けの時期)

第7条 貸付金は、借受人が芸予地震災害復旧住宅等工事完了届（様式第4号）を市長に提出し、内容の審査を完了した後において貸付けを行うものとする。

(貸付金の交付)

第8条 市長は、借受人の芸予地震災害復旧住宅等資金借用書（様式第5号）と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第9条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、借受人の芸予地震災害復旧住宅等資金借用書を遅滞なく返還するものとする。

(償還の猶予又は免除)

第10条 市長は、災害その他特別の事情により償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難でやむを得ないと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予若しくは

免除することができる。

(償還の猶予又は免除の手続)

第 11 条 前条の規定により貸付金の償還の猶予又は免除を申請しようとする借受人は、償還猶予・免除申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は償還の猶予を認める旨の決定をしたときは、償還猶予・免除承認決定通知書(様式第 7 号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、償還猶予・免除を認めない旨の決定をしたときは、償還猶予・免除不承認決定通知書(様式第 8 号)により当該借受人に通知するものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考 9

### 水防法の主な改正経緯等

	水防活動等	河川情報等の発信	氾濫情報等の発信	避難確保・浸水防止	関連事象
昭和 24 年 (1949) (水防法制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理団体（市町村、市町村組合等）の設置</li> <li>水防団の設置</li> <li>巡視等現地の水防活動を規定</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>枕崎台風（昭和 20 年）</li> <li>カスリーン台風（昭和 22 年）</li> </ul>
昭和 30 年 (1955)		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報を新設（国管理河川）</li> <li>水防警報を新設（国及び都道府県管理河川）</li> </ul>			
昭和 33 年 (1958)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防責任の明確化（市町村に第一義的責任）</li> </ul>				
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報を都道府県管理河川に拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域の指定（洪水予報河川）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域を含む市町村の地域防災計画に、①洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載、②地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海豪雨（平成 12 年）</li> </ul>
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防協力団体制度の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位周知河川制度の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域指定対象を水位周知河川に拡大</li> <li>大河川（国指定の洪水予報河川）における氾濫水の予報を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域を含む市町村の地域防災計画に、要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載</li> <li>浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を義務化</li> <li>洪水ハザードマップの作成・配布の義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟・福島豪雨等（平成 16 年）</li> </ul>
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の目的等に「津波」を明記</li> <li>特定緊急水防活動（国の支援）の新設</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災（平成 23 年）</li> </ul>
平成 25 年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者の水防活動への協力</li> <li>水防協力団体の指定対象の拡大</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等における洪水時の避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を義務化又は努力義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨等の多発（平成 24 年梅雨前線豪雨等）</li> </ul>
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の目的等に「雨水出水」を明記</li> <li>下水道管理者の水防活動への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位周知下水道、水位周知海岸制度の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域の指定の対象とする降雨等を想定し得る最大規模のものに拡充</li> <li>雨水出水、高潮に係る浸水想定区域制度を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難確保計画、浸水防止計画作成等の対象を洪水時のみならず雨水出水時、高潮時に拡大</li> <li>雨水出水、高潮に係るハザードマップの作成・配布の義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年 8 月豪雨</li> </ul>
平成 29 年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫減災協議会の設置</li> <li>水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長による水害リスク情報周知制度の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画作成、訓練の義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨</li> <li>台風 10 号等（平成 28 年）</li> </ul>

	水防活動等	河川情報等の発信	氾濫情報等の発信	避難確保・浸水防止	関連事象
令和3年 (2021)		・洪水予報河川又は水位周知河川に加え、一級河川及び二級河川を、洪水浸水想定区域の指定対象に追加		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画への市町村長による助言・勧告制度の創設</li> <li>・要配慮者利用施設の避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、訓練内容に係る助言・勧告制度の創設</li> </ul>	

(注) 平成29(2017)年については、「水防法等の一部を改正する法律案」(第193回国会閣法第25号)のうち水防法改正部分の概要である。

(出典) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室「水防法の制定と改正経緯について」『河川』821号, 2014. 12, pp. 16-19; 水防法研究会編著『逐条解説水防法第2次改訂版』ぎょうせい, 2016, pp. 7-26; 「水防法等の一部を改正する法律案」(第193回国会閣法第25号)等を基に筆者作成。



今治市地域防災計画  
今治市水防計画  
(資料編)

令和5年3月修正

発行 今治市防災会議  
事務局 今治市総合政策部企画防災政策局  
防災危機管理課

今治市別宮町一丁目4番地1

電話 (0898) 36-1558

FAX (0898) 32-2765





